

# 見守り 新鮮情報

第179号

留守番していた夫が、突然「**健康食品の試供品**を届けるのでお試しになりますか」との電話を受けた。**代金**の話は一切なかったし、「**試供品**」ならば**無料**だと思い、承諾した。

数日後、10日分のサプリメントが送られてきたので、開封し飲んでみた。後日、ちょうど全部を飲み終わったところに**500円**ほどの**請求書**が届いた。**有料**なら**申し込まなかった**ので代金を支払いたくない。

(当事者:70歳代 男性)



## 無料じゃないの!? 「健康食品の試供品送ります」

### ひとこと助言

確認しよう



見守るくん

- 突然健康食品の試供品を送ると電話があり、無料だと思って承諾したら代金を請求された、という相談が寄せられています。
- 業者が有料であることをはっきりと説明せずに、「試供品」「お試し」「サンプル」などと言うことで、消費者に無料だと思い込ませるケースがあります。無料であるかどうかを確認するようにしましょう。
- 試供品が無料であったとしても、その後商品購入の勧誘が続くこともあります。試供品の送付を持ち掛けられたときは、自分にとって本当に必要なのかをよく考えて判断することが大切です。
- 心当たりがない場合は、安易に支払いをせず、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。